

保護者等からの児童発達支援事業所評価の集計結果(公表)

公表:令和 2年3月7日

事業所名 城山わんげの里

保護者等数(児童数) 22 回収数 17 割合 77 %

	チェック項目	はい	どちらとも いえない	いいえ	わからない	ご意見	ご意見を踏まえた 対応
環境・ 体制整備	1 子どもの活動等のスペースが十分に確保されているか	17				以前に比べて整理整頓された。	児童がいない期間に整理整頓させていただきました。
	2 職員の配置数や専門性は適切であるか	12	4		1	スタッフが産休に入り、人手不足のような印象がある。	配置基準に応じた職員を配置しています。
	3 生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境*1になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされているか	16	1				
	4 生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっているか	14	3			以前より整理整頓されたがもう少し掃除してほしい。	業務開始・終了時に掃除させていただきます。
適切な 支援の 提供	5 子どもと保護者のニーズや課題が客観的に分析された上で、児童発達支援計画*2が作成されているか	17					
	6 児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されているか	14	1		2		ガイドラインを参考にしつつお子様ひとりひとりに応じた支援内容を考えています。
	7 児童発達支援計画に沿った支援が行われているか	16			1		
	8 活動プログラム*3が固定化しないよう工夫されているか	17					

		チェック項目	はい	どちらとも いいない	いいえ	わからない	ご意見	ご意見を踏まえた 対応
	9	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会があるか	4	7		6		
保護者への説明等	10	運営規定、利用者負担等について丁寧な説明がなされたか	16	1				
	11	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明がなされたか	13	2		2		
	12	保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング*4等)が行われているか	10	4		3		
	13	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの健康や発達の状況、課題について共通理解ができているか	16	1			特定のスタッフとは共有できているがその他のスタッフがどこまで理解しているかわかりにくく相談をしにくい。	職員間で情報は申し送りやミーティング等で確認させていただいております。
	14	定期的に、保護者に対して面談や、育児に関する助言等の支援が行われているか	11	4		2		
	15	父母の会の活動の支援や、保護者会等の開催等により保護者同士の連携が支援されているか	4	7	1	5		
	16	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制が整備されているとともに、子どもや保護者に周知・説明され、相談や申入れをした際に迅速かつ適切に対応されているか	14	2		1		
	17	子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮がなされているか	15	2				

		チェック項目	はい	どちらとも いいない	いいえ	わからない	ご意見	ご意見を踏まえた 対応
	18	定期的に会報やホームページ等で、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報や業務に関する自己評価の結果を子どもや保護者に対して発信されているか	3	5	2	7		
	19	個人情報の取り扱いに十分注意されているか	13	2		2	子どもの年齢が上がり、自分の親の事を話すことが増えるからこそ、個人情報の扱いには注意してほしい。	法人内規約に基づいた対応をしております。
非常時等の 対応	20	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルを策定し、保護者に周知・説明されているか。また、発生を想定した訓練が実施されているか。	5	3		9		職員中心ではありますが、定期的に実施しており、非常時に備えています。
	21	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出、その他必要な訓練が行われているか	3	5		9		
満足度	22	子どもは通所を楽しみにしているか	17				とても楽しみに通所している	
	23	事業所の支援に満足しているか	17					

*1 この部屋で何をするのかを示せるように、机や本棚の配置など、子ども本人にわかりやすくすること。

*2 児童発達支援を利用する個々の子どもについて、その有する能力、置かれている環境や日常生活全般の状況に関するアセスメントを通じて、総合的な支援目標及び達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、支援の具体的な内容、支援を提供する上での留意事項などを記載する計画のこと。児童発達支援センター又は児童発達支援事業所の児童発達支援管理責任者が作成する。

*3 事業所の日々の支援の中で、一定の目的を持って行われる個々の活動のこと。子どもの障がい特性や課題、平日／休日／長期休暇の別等に応じて柔軟に組み合わせて実施されることが想定されている。

*4 保護者が子どもの行動を観察して障がいの特性を理解したり、障がいの特性を踏まえた褒め方等を学ぶこと。子どもが適切な行動を獲得することを目標としている。